

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人（以下「一般参考人」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格・条件)

第2条 応募の資格・条件は、次のとおりとする。ただし、ワクチン製造販売業者・卸売販売業者関係の方は応募できません。

- (1) 被接種者又は保護者の立場から、特定のワクチン・領域に偏ることなく、広く予防接種施策の全般について発言できる方
- (2) 予防接種に対して深い関心を持ち、公平・公正かつ積極的に議事に参加できる方
- (3) 日本国内に在住する20歳以上の方
- (4) 議事録に氏名や発言が記録され、HP等により公開されることについて、承諾できる方

(募集人員)

第3条 公募による一般参考人は、1名程度とする。

(公募方法)

第4条 一般参考人の公募に当たっては、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人応募用紙（別紙様式）」及び小論文の提出を求めるものとする。

(選考方法)

第5条

- (1) 一般参考人の選任に当たり、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人の選考に関する検討会（以下「検討会」という。）を設け、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人選考基準」に基づき、選考を行う。
- (2) 書類による選考の後、検討会で面接による選考を行い、決定する。

(選考結果)

第6条

- (1) 書類による選考の結果については、面接選考対象者となった方にのみ、その旨を通知するものとする。
- (2) 面接による選考の結果については、本人に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、公募に関して必要な事項については、別途健康局結核感染症課長が定める。

附 則

この要領は、平成25年10月30日から施行する。

申込日 平成 年 月 日

『厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会』参考人 応募用紙

ふりがな		性別	男・女
氏名			
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	歳	
住所	(〒 -)		
職業又は勤務先			
連絡先	電話番号 — — (自宅・勤務先) ※日中連絡のとれる電話番号を御記入ください。 FAX番号 — —		
応募の動機			
自己PR			

